

< 概要版 >

## 松本市歴史文化基本構想

平成30年2月

松本市教育委員会

## <松本市歴史文化基本構想の構成>

### 第1章 松本市歴史文化基本構想の策定について

#### 1 策定の背景

##### (1) 連綿と受け継がれてきた教育を尊重する文化

松本市は、戦国時代末期に築かれた松本城の城下町として形成され、発展してきました。そして現在まで市民とともに多くの文化財を残してきました。明治になり解体の危機に瀕した松本城天守は、多くの市民により支えられ国宝に指定されています。「政治も文化も経済も人も、松本は城を核にしてつながっている」<sup>1</sup>といわれるように、松本城は松本市民の誇りであり、心の拠りどころとなっています。

「学都」を標榜する松本は、古く筑摩県の時代から教育を尊重する気風があり、明治9年(1876年)に建設費の約7割を地元住民が負担して建設された開智学校は、明治の代表的な擬洋風建築として重要文化財に指定されています。開智学校は、松本における教育すべての源です。5歳以上の児童を保育する幼稚園、幼くして奉公や芸妓修行のため就学できない児童の特別学級、視覚障害者のための盲人教育所、家庭が貧しく子守のため学校に通えない児童を対象にした子守教育所などが設置されました。また、社会教育においても、図書館、博物館、美術館の前身は開智学校から始まっています。

その後大正8年(1919年)には、全国で9番目の旧制高等学校である松本高等学校が開校し、本館と講堂は重要文化財に指定されています。帝国大学への入学者に専門教育を受ける予科の役割を持つ旧制高等学校からは、多くの優秀な学生たちが巣立ち、現在の「学びの森」の礎となりました。

市内にある松本少年刑務所には、全国の刑務所で唯一、刑務所の中に公立中学校があり、昭和30年(1955年)に設置された松本市立旭町中学校桐分校には、様々な事情で学ぶことができず入学を希望する受刑者が全国から移ってくるそうです。「すべての人に教育の機会を」という明治時代からの教育の理念は連綿と受け継がれるとともに、教育を重んじる文化も継承されてきました。

##### (2) 「健康寿命延伸都市・松本」と歴史文化を活かしたまちづくり

松本市では、「健康寿命延伸都市・松本」を目指すべき将来の都市像として掲げており、平成25年(2013年)3月14日「健康寿命延伸都市」を宣言しました。「人」、「生活」、「地域」、「環境」、「経済」、「教育・文化」の6つの健康づくりを目指し、市民の「心と体」の健康づくりと「暮らし」の環境づくりを一体的に進めています。

「人」が誇りを持ち、「生活」に潤いをもたらし、「地域」の魅力を増大させ、ものづくり産業や観光振興などにより「経済」を活性化し、そして「教育・文化」の質を高める歴史や文化を活かしたまちづくりは「健康寿命延伸都市・松本」を目指す上で核となる施策であると考えています。

しかし一方で、近年の社会環境の変化や少子高齢化に伴う人口減少などの影響を受けて、地域の魅力である文化財の継承が困難になりつつある中で、未指定の文化財も価値を見出されないまま失われつつあります。こうした状況を受けて、文化庁は地域の文化財をその周辺環境も含め社会全体で保存活用していく歴史文化基本構想の策定を提唱しています。平成29年(2017年)12月8日に出された文化審議会答申「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について(第1次答申)」では、歴史文化基本構想を具体的なアクションにつながるマスタープランとする「地域計画」としていくことを求めています。

#### 2 策定の目的

松本市は、歴史文化が都市の魅力の重要な要素となっています。

松本市では平成12年(2000年)に「松本まるごと博物館構想」を策定しました。この構想は、自らが暮らす地域に愛着を感じ、誇りを持つことによって、松本らしい未来を創造することを理念としています。市内各地に豊かな文化財や多数の博物館施設を有する松本市は、市域全体を屋根のない博物館として歴史や文化を活かしたまちづくりの具現化を進めてきました。「松本まるごと博物館構想」と歴史文化基本構想の目的には共通性があります。

地域の歴史や文化は、それぞれ固有のものであり独自性を有しています。自らの地域の歴史や文化を尊重しないまちづくりは、市民の地域に対する誇りを失うことにつながり、地域が衰退していくおそれがあります。

<sup>1</sup> 「仰ぎみる天守 国宝松本城物語 松本古城会会長 田中荘太さん」中日新聞 平成22年1月10日

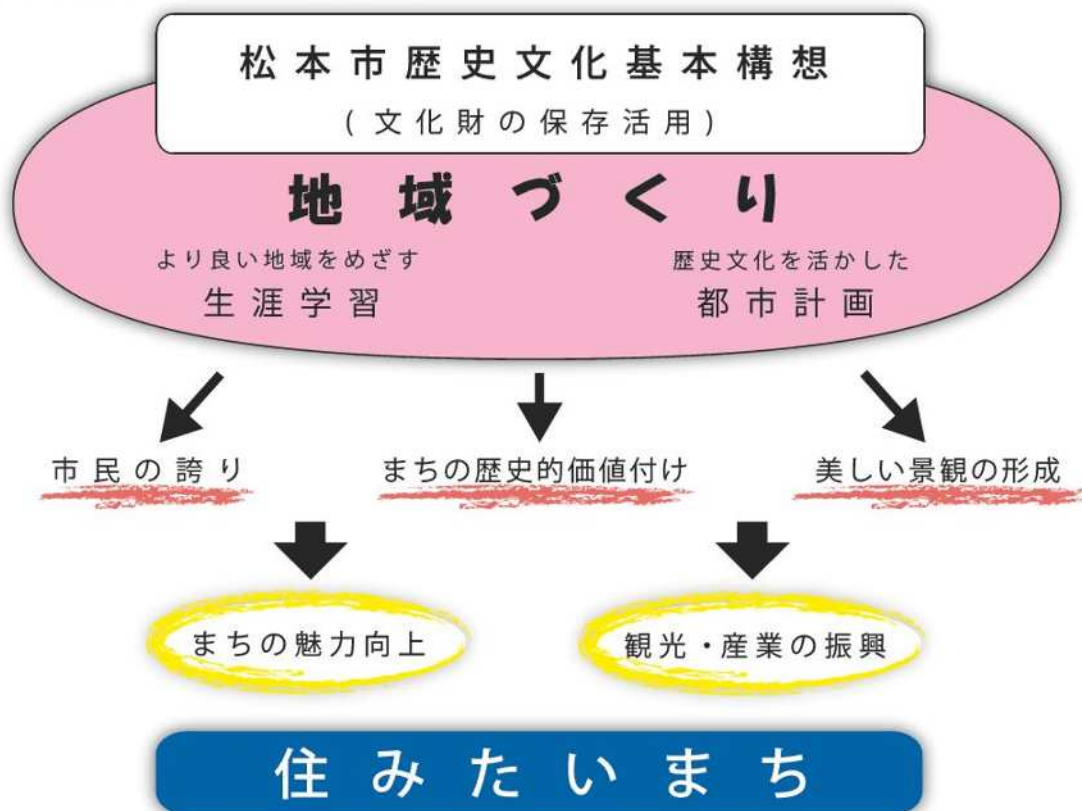
歴史や文化を通して地域に愛着や誇りを持つことは、市民一人ひとりの人生を豊かにし、地域社会の連帯感を生み出します。自分たちのまちが好きになり、そして自分自身が好きになる。ここに暮らしてきて良かったと思えるまち、ここに暮らしてみたいと思えるようなまちにしていきたいと考えています。

地域と住民が密接に結び付いてきた松本市では、伝統的に公民館活動が盛んであり、市内35地区に専任職員を配置した公民館が設置されています。近年の社会状況の変化に対応し、平成24年度から地域の課題解決をサポートする地域づくりセンターを同じく35地区に整備してきました。このように松本市は住民主体の地域づくりを市が支援する基盤を持っています。今後は、一層の歴史や文化を活かしたまちづくりを進めるため、公民館や地域づくりセンターを基盤に市民が参加できる仕組みをつくり、更に民間団体や企業との連携を強化するような営みを進める必要があります。

一方で、外から見た本市は、松本城や上高地に代表される魅力ある文化財を多数有する都市であり、毎年500万人を超える観光客が訪れています。特に、近年では外国人観光客の比重が大きくなっています。こうした状況を受けて、現在は国際観光都市としての整備を進めており、滞在型観光への転換など観光の質を高める施策を検討しています。

以上のように、市民が歴史や文化を通じて郷土に愛着と誇りを持つことができ、更に観光や産業といった経済振興につながる魅力あるまちづくりを進めるため、「松本まるごと博物館構想」の理念を具現化し、松本市が目指す将来の都市像を実現すべく、松本市の文化財の保存活用のマスタープランとして松本市歴史文化基本構想を策定するものです。

歴史文化基本構想と地域づくりとの関係 [概念図]



### 3 松本市歴史文化基本構想の位置付けと今後の松本市の施策全体への反映

松本市歴史文化基本構想は、松本市の文化財保存活用のマスタープランとして位置付けており、既存の計画との整合性を図っています。

また、本市の一層の歴史や文化を生かしたまちづくりを進めるため、本市が遂行する各部局のあらゆる事業や施策について、地域の歴史や文化の特性を反映させていこう本構想によって強く働き掛けていきます。



#### 4 策定の流れ・体制

松本市歴史文化基本構想は、平成25年度から平成29年度まで、5年をかけて策定しました。平成25年度から平成27年度まで地区ごとの文化財悉皆調査と関連文化財群の設定、平成28年度は各地区で設定した関連文化財群の整理・統合、平成29年度に平成25年度からの取り組みの成果を基に松本市歴史文化基本構想を策定しました。

## 第2章 松本市の歴史文化の特徴

### 1 自然的環境

長野県で最も面積が広く、北アルプスや美ヶ原高原に囲まれた松本盆地に立地し、多くの河川が流れます。気候は内陸性高地型気候で、一部は亜寒帯湿潤気候です。

### 2 社会的環境

古代東山道が通って以来、交通の要衝として発展し、近代に鉄道・高速道路網・空路が整備されました。そして街道が集まる城下町を中心に各種産業が発展しました。また、開智学校・松本高等学校に象徴される教育尊重の気風、活発な公民館活動が特徴的です。土地利用は山林が6割を超え、宅地増加・農地減少の傾向にあります。

### 3 松本の歴史

人々の暮らしの始まりは縄文遺跡から確認でき、弥生時代、弘法山古墳の時代へと続きます。奈良・平安時代に入ると東山道、信濃国府、御牧、初期荘園が存在し、寺院も創建されます。中世には信濃守護小笠原氏の台頭から戦乱期に移る中で多くの城館が現れ、宗教施設も増えました。

天正年間に石川氏が松本城天守築造に着手し、6家23代の松本城の時代が始まります。城下町の発展は、周囲にある集落の人や物資に支えられました。

明治期の廃藩置県、廃仏毀釈、松本城解体の危機などを経て、国宝市長小里頼永の市政が明治から昭和にかけて30年間続きます。近代化の中で教育にも力が注がれ、明治期の開智学校の開設、大正期の旧松本高等学校の誘致に代表されるように、松本は教育熱心な地域となりました。

また、明治40年(1907年)5月1日の市制施行から、平成22年(2010年)3月31日の波田町合併に至るまで、近隣の町村との合併を繰り返しながら現在の市域を形成してきました。

#### 4 現代の松本の文化

大正期の民芸運動は家具生産やクラフトフェアまつもとへ受け継がれました。また農村部や城下町で生まれた伝統野菜と食文化は現在も残ります。現代の松本の特徴を「三ガク都」(「岳都」、「楽都」、「学都」)と表現しています。

また、松本市では、近代から現在に至るまで、「普通選挙運動」・「花いっぱい運動」・「30・10(さんまる・いちまる)運動」など、全国のさきがけとなる運動が展開されてきました。

### 第3章 文化財の把握

#### 1 これまでの文化財把握調査

埋蔵文化財発掘調査(昭和57年度~)、石造文化財悉皆調査(昭和47年度~53年度)、伝統的建造物実態調査(平成元年度~7年度)、未指定文化財総合調査(平成11年度~14年度)、松本市近代遺産の調査登録、長野県近代和風建築総合調査(平成28年度~29年度)を行いました。

#### 2 指定文化財等の状況

国・県・市の指定等文化財の件数は334件を数えます(平成30年2月28日現在)

#### 3 これまでに自治体が刊行した文化財・歴史に関する書籍

『松本市史』(昭和8年)を始めとして28の刊行物があります(発掘調査報告書等を除く)

#### 4 今後の文化財調査

各地区や専門家と連携し継続的に文化財調査を行ない、調査成果は広く情報提供します。

### 第4章 文化財保護行政の現状

#### 1 文化財の種別と保護方針

文化財保護法では、有形文化財、無形文化財等の分類がされ、その特性に応じた保護方針が取られています。

#### 2 文化財保護の体制

松本市文化財課は昭和46年(1971年)の社会教育課文化係から始まります。ほかに文化財を管理する部署は、松本城管理事務所など計7部署あります。また、教育委員会の諮問を受ける文化財審議委員会があります。

#### 3 文化財保存事業に対する支援

行政による指定文化財修理等への財政支援のほかに、多くの民間企業や団体が文化財に対する金銭的・人的支援と、ボランティア活動を行っています。

#### 4 指定文化財の保存活用(管理)計画の策定

「上高地保存管理計画」等4つの保存活用(管理)計画が策定済みであり、ほかの文化財についても必要に応じ保存活用(管理)計画を策定します。

#### 5 文化財に関する教育普及・普及公開活動

松本市出前講座による講座、埋蔵文化財市民向け講座、発掘現地説明会、発掘調査報告書の公開、博物館での文化財建造物の講座、市民学芸員による講座、松本城天守床磨き、松本城親子夏休み勉強会、「わたしたちの松本城」無償配布、松本城VRの公開、国宝松本城の世界文化遺産登録に向けた取組みなど、各課で様々な教育普及活動を行っています。

### 第5章 文化財の総合的把握と関連文化財群

#### 1 文化財把握の方針

松本市歴史文化基本構想策定のために、平成25年度から平成27年度まで、「地域の魅力となっているもの・後世に残したいものをたくさん探しましょう」と呼びかけ、各地区公民館を拠点に、住民主体による文化財の悉皆調査を実施しました。樹木や建造物の調査は、専門知識を有する組織に委託しました。その結果、合計で11,632件もの文化財が抽出されました。

## 2 関連文化財群の考え方

関連文化財群は、有形・無形、指定・未指定を問わず、地域の様々な文化財を歴史的・地域的関連性（ストーリー）に基づき、一定のまとまり（群）として捉えたもので、平成25年度から行った文化財悉皆調査を基に設定しました。平成27年度末時点で、市内で197件の関連文化財群が設定されました。

更に、各地区で設定された関連文化財群の整理・統合作業を行った結果、165件に整理されました。

## 3 各地区で設定した関連文化財群の傾向

個々の関連文化財群が持つ要素（キーワード）ごとに整理して、傾向をまとめました。複数の関連文化財群が共通して持つキーワードを「小テーマ」、複数の「小テーマ」に共通するものを「中テーマ」、「中テーマ」が集まって松本市全体の大きな傾向を表すものを「大テーマ」として整理しました。

### <大テーマ>

- |                |               |
|----------------|---------------|
| 1 原始・古代の松本     | 6 松本の自然       |
| 2 松本平の城郭群と館跡   | 7 地域に根差した生業   |
| 3 内陸地の人々の往来と物流 | 8 人々の暮らしと伝統文化 |
| 4 松本城とその時代     | 9 松本ゆかりの先駆者   |
| 5 近代化の歩み       | 10 三ガク都       |

## 4 各地区が設定した関連文化財群の傾向から見てきた松本の8つの魅力

前項でまとめた大・中・小のテーマを踏まえた上で、更に松本の魅力・特色を整理しました。

### <8つの魅力>

- |                            |                  |
|----------------------------|------------------|
| 1 松本城と城郭・館跡群               | 5 民芸が根付いた松本      |
| 2 水のまち 松本                  | 6 商都松本           |
| 3 学びへの想い                   | 7 街道の十字路 松本      |
| 4 松本の山とマチに伝わる文化<br>～祈りと祭り～ | 8 アルプスと近代登山発祥のまち |

## 5 一連の取組みにより得られた効果

地域住民による文化財保護活動の増加、市と地域の文化財関係団体との関係の強化、地区独自のウォーキングイベントや勉強会の開催など、平成25年度からの取組みの成果が得られています。

大・中・小や8つの魅力、それぞれのテーマは、平成27年度に各地区が設定した関連文化財群を基に設定されたものであり、地区で設定された関連文化財群に含まれていないものはテーマに反映されていません。今後、関連文化財群の追加設定により、各テーマの追加や、テーマ分類の変更、魅力の追加が生じることが想定されます。

## 第6章 文化財の保存活用方針

指定等文化財については、文化財保護法を始めとする関係法令・条例・規則などに基づき、適切な保存管理に努めていますが、市内に存在する多種多様な未指定文化財についても、その価値が損なわれないよう、適切な保存活用が図られる必要があります。

指定未指定を問わず文化財を末長く後世に伝えていくため、文化財を取り巻く課題を整理し、課題解決のための方針を示します。

### 1 文化財を取り巻く課題

- (1) 地域の歴史文化に触れる機会の創出
- (2) 文化財の担い手の確保
- (3) 社会環境の変化に対応した文化財の保全
- (4) 文化財を活用したまちづくりの全市的な拡大
- (5) 文化財の継承に関わる費用負担への対応
- (6) 自然災害・人災などによる文化財の毀損・滅失の防止
- (7) 関連文化財群への市民理解

## 2 課題に対する方針

### (1) 地域の歴史文化に触れる機会の創出

ア 方針：地域の歴史文化の再認識

イ 具体的な取組事例

- (ア) 文化財調査の実施と調査結果の公開 (イ) 文化財・歴史文化を体験する場の創出  
(ウ) 地域の文化財学習の機会の充実

### (2) 文化財の担い手の確保

ア 方針：文化財の担い手の育成

イ 具体的な取組事例

- (ア) 幅広い世代にわたる文化財の担い手の育成 (イ) 文化財の普及・公開の充実  
(ウ) 伝統産業・伝統技術などの振興支援 (I) 文化財保護団体の活動発表に対する支援

### (3) 社会環境の変化に対応した文化財の保全

ア 方針：文化財の価値の共有

イ 具体的な取組事例

- (ア) 保存活用（管理）計画の策定の推進 (イ) 既存の文化財保護制度の活用  
(ウ) 文化財保護制度の拡充 (I) 文化財保護に関する協力団体の育成  
(オ) 各地区公民館等での関連文化財群の活用 (カ) 地域住民主体による文化財調査の継続  
(キ) 地域に所在する文化財に関する情報の共有  
(ク) 地域を超えた文化財の保存活用に関するネットワークの構築 (ケ) 考古資料の保存活用

### (4) 文化財を活用したまちづくりの全市的な拡大

ア 方針：文化財を核としたまちづくり・地域づくりの推進

イ 具体的な取組事例

- (ア) 関連文化財群の活用 (イ) 地域一体となった体制づくり  
(ウ) 歴史文化を活かしたまちづくりの推進 (I) 文化財の周辺環境の整備  
(オ) 文化財の情報発信

### (5) 文化財の継承に関わる費用負担への対応

ア 方針：文化財の保存活用に対する財政支援

イ 具体的な取組事例

- (ア) 既存の制度の活用 (イ) 制度の改正・新設 (ウ) 国・県からの補助金の活用  
(I) 民間からの寄付等の取入れ (オ) 市・県指定の文化財に係る固定資産税軽減制度の整備

### (6) 自然災害・人災などによる文化財の毀損・滅失の防止

ア 方針：文化財の防犯・防災体制の推進と強化

イ 具体的な取組事例

- (ア) 防犯・防災に関する体制の強化 (イ) 防犯・防災に関する意識啓発  
(ウ) 文化財の所在地や現状の把握

### (7) 関連文化財群への市民理解

ア 方針：関連文化財群の考え方の周知

イ 具体的な取組事例

- (ア) 関連文化財群制度の運用 (イ) 関連文化財群の考え方の周知の推進  
(ウ) 継続した文化財群の保存活用の実施 (I) 広域的な交流の推進  
(オ) 関連文化財群に関する情報発信

## 第7章 文化財の保存活用のための具体的取組み

指定・未指定の文化財を問わず、全市的により効果的な文化財の保存と活用を可能にするため、既存の制度・取組みの更なる充実を図るとともに、松本市歴史文化基本構想に位置付け、文化財の保存活用のために新たに検討する各種取組みは、以下のとおりです。

### 1 今後検討すべき取組み

#### (1) 認定文化財群制度の新設

各地区が設定した関連文化財群のうち、一定の要件を満たしたものを「まつもと文化遺産」として認定する制度を新設し、「まつもと文化遺産」の保存活用への支援策も検討します。

#### (2) 関連文化財群の観光面での活用

市内を回遊できるようなルートを設定するなど、関連文化財群を観光振興へつなげる取組みを検討します。

#### (3) 関連文化財群の追加設定

平成25年度からの取組みの成果を活かし、各地区で多くの関連文化財群が設定されましたが、新たな視点による関連文化財群の更なる設定が期待されます。今後も継続的に文化財調査を行い、市民主体による新たな関連文化財群を設定していきます。

#### (4) 市登録文化財制度の新設

都市政策課と共管の歴史的風致維持向上計画に位置付けた近代遺産や、悉皆調査により得られた指定等文化財以外の文化財の保存活用施策の一つとして「松本市登録文化財制度」の新設を検討します。

#### (5) 文化財保護に関する協力団体の育成

以前から各地区で文化財保護に関する団体が独自に活動を行っていますが、文化財関連団体が不在の地区や、構成メンバーの高齢化が大きな課題です。

市内35地区全てにおいて、地域の皆さんが主体となって文化財の保護に関する活動ができ、同時に団体同士の連携が可能な体制の確立に取り組みます。

#### (6) 文化財に課税される固定資産税軽減制度の整備

固定資産税の課税対象となっている指定等文化財について、固定資産税軽減制度の整備を進めていきます。

### 2 松本市の文化財保存整備事業

松本市では、毎年度多くの文化財の保存整備事業を実施しており、着実に事業を進めると同時に、新たな保存整備事業を計画していく必要があります。

## 第8章 文化財の保存活用を推進するための体制整備

### 1 それぞれが担う役割

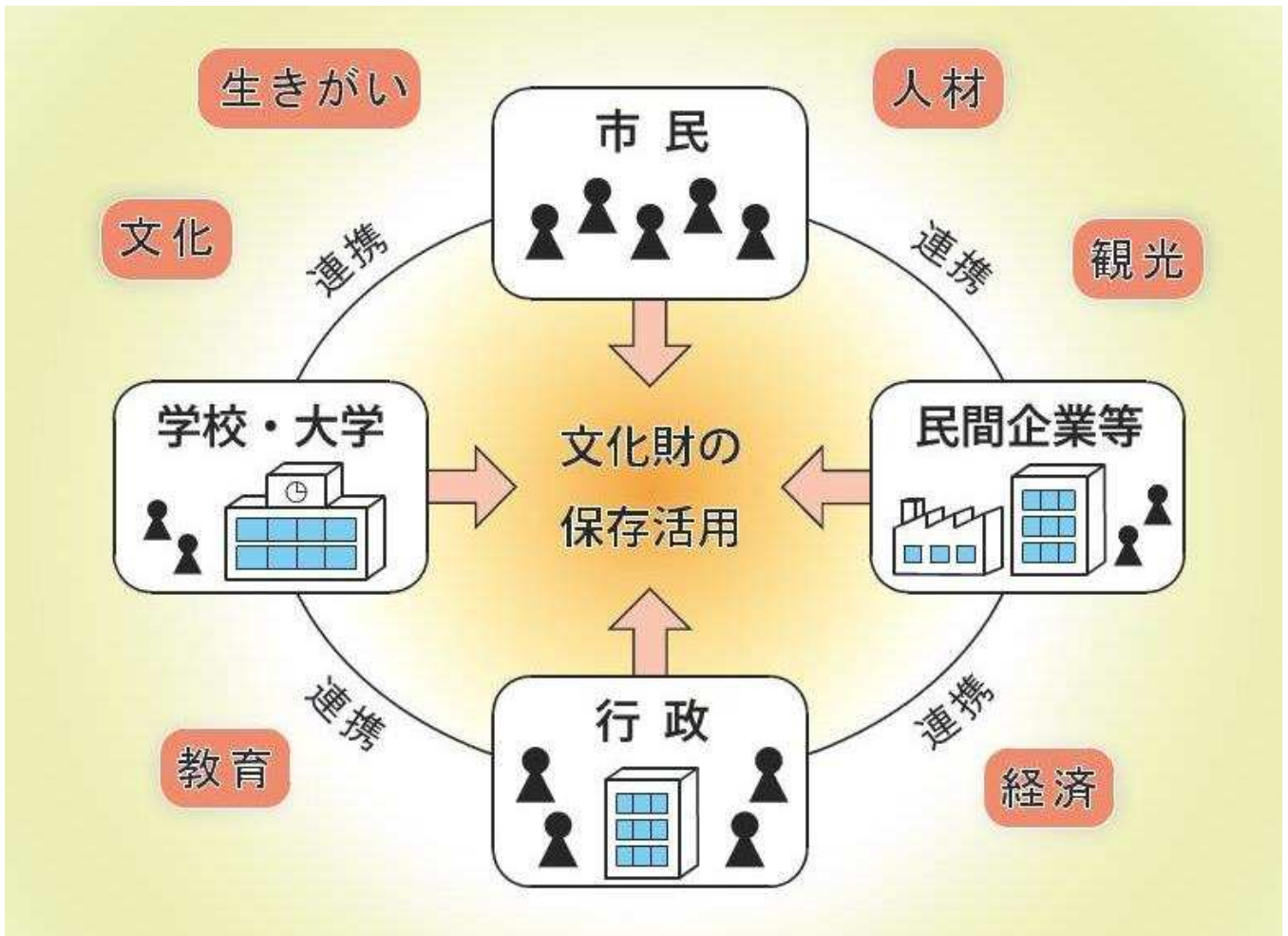
文化財の保存活用や文化財を核としたまちづくり・地域づくりの継続的な実施は、行政だけ、市民だけ、あるいは企業・各種団体だけの取組みでは実現が不可能です。それぞれに期待される役割を認識しお互いに補完し合うことは、地域全体で文化財を支えていくことに繋がり、更には、愛着や誇りの持てる独自性のある地域づくりの実現にも繋がります。

### 2 文化財の保存活用を推進のための体制整備

「地域のたから」である文化財を後世に伝えていくには、その魅力を良く知る市民の皆さん自身が主体的に、継続して文化財の保存活用に取り組んでいくことが可能となる仕組みを検討していく必要があります。そのため、文化財の保存活用についての情報を共有し、市民主体による文化財の保存活用を図るため、文化財関係団体、まちづくり関係団体、観光関係団体、有識者などから成る「(仮称)まつもと文化遺産保存活用協議会」を設置<sup>2</sup>するなど、分野を超えた各種団体の連携と、市民と行政の協働を図るための体制の整備を目指します。

<sup>2</sup> 「(仮称)まつもと文化遺産保存活用協議会」は、文化財の保存活用についての情報を共有し、市民主体による文化財の保存活用を図るため、平成30年度に新設する団体です。文化財関係団体、まちづくり関係団体、観光関係団体、有識者などで組織し、事務局を行政が務めます。「まつもと文化遺産」制度の運用を始めとする松本市歴史文化基本構想に基づいた具体的な事業等も、本協議会において検討を進めていきます。





## 第9章 今後の松本市歴史文化基本構想

### 1 松本市歴史文化基本構想の見直し・改訂

文化財の保存と活用を進めていくため、関連する国の法令の改正や歴史文化基本構想に関する新たな指針等の公表や、市の各種計画・施策の見直しと合せ、「松本市歴史文化基本構想」の内容も見直し、必要に応じて改訂を行い、内容の充実を図っていくこととします。

改訂に当たっては、「(仮称)まつもと文化遺産保存活用協議会」に協議するとともに、基本構想策定時と同様に、地域住民の積極的な参加を得ながら、また、庁内の関係部局と連携しながら、地域の実情に合ったものとなるよう見直しを行います。

### 2 「地域のたから」を地域で守る

市民と行政、地元企業が連携し、市民の皆さんが主役となり、周辺環境まで含めた文化財の総合的な保存活用に取り組むことのできる仕組みづくりを行い、市内の身近な文化財の保存活用を担う人材を育成していくとともに、将来にわたり「地域のたから」である文化財を地域全体で活用しながら後世に伝えていく気運を醸成することを目指します。